

中上広第242号

令和7年7月1日

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

青森県上北郡七戸町蛇坂55-8

中部上北広域事業組合

管理者 長久保 耕治

(公印省略)

第3期中部上北最終処分場整備事業に係る環境影響評価
準備書に対する意見の概要及び事業者の見解の提出について

青森県環境影響評価条例第19条第1項の規定により、環境影響評価準備書に対する意見の概要及び事業者の見解について次のとおり提出します。

記

- 意見書の提出期間：令和7年5月1日（木）から令和7年6月23日（月）まで
- 意見書の提出件数：1件
- 意見書の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
1	最終処分場の不燃ゴミの仕分け方もそこから始めるべきではないかと思う。 町民が少なくなってきた時に、災害ゴミも不安である（昔、父が勤めていた時がある）。 盛土にした時、丈夫に排水が流水できているか。	不燃ゴミについて、仕分けを行うには新たに収集日を設け、場合によっては新たに車両及び人件費等の経費も必要となってくるため、構成町と慎重に協議を進め、判断していかなければならない。現状では、収集後に現場の係員が分別して処理するのがコスト面において最適であると考えているが、ゴミ減量化という住民の意識を醸成するための環境教育、啓発活動の推進、ゴミ減量・資源化につながる充実した情報提供等の施策を構成町と連携を図り、最も適した方法を検討して、ゴミの減量化等に取り組んでまいります。 構成町内で発生した災害廃棄物について最終処分を行うのは構成町となるが、関係法令との整合性を図ったうえで積極的な受入を検討していくこととします。 盛土については、降雨・地震・積雪等の作用を想定して安定計算を行い、浸出水処理施設については、廃棄物処理法に定められた構造基準及び維持管理基準に基づいて設置し、定期的に水質検査を実施し、適切に処理します。